

六

イ
發

価入価・別債行争非者特国札非
 格行札格第参市及入価・別債発競
 競発競Ⅱ加場び札格第参市行争
 争額行争非者特国發競I加場入

五

ハロイ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

額面金額で二兆四千八百三億円

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 °各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競
 入場も加、た価格国定特あ争
 札特の者財後格競債め別つ入
 発別にご務に競争市る参て札
 行参よと大行争入場も加、と
 一加るに臣わ入札特の者財同
 と者発応がれ札發別にご務時
 い・行募各るの行参よと大に
 う第へ限國入と者発応がわ
 。II以度債札のい・行募各れ
 非下額市で決う第へ限國る
 価一を場で決。I以度債入
 格国定特あ定。競債め別つを及
 非下額市札

七

口イ
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	発競	札
行争発競金	札格第參市	行争	發
入行争額	発競Ⅱ加場	発競I加場	行

十四五二	でた条特	でた条特でた条特九つ定円二付一會四つ定う
円十万兆	八利第別	二利第別四利第別十いに、兆国項計億いにち
一円四	十付一會	千付一會十付一會九て基同二債のに九て基、
億千	三国項計	百国項計一国項計億はづ法千に規関千はづ財
八八	億債のに	四債のに億債のに九、き第二つ定す九、き政
千百	円に規関	十に規関八に規関千額發六十いにる百額發法
百三	つ定す	四つ定す千つ定す五面行十八て基法二面行第
八億	いにる	億いにる百いにる百金し二億はづ律十金し四
万四	て基法	円て基法万て基法二額た条五、き第五額た条
三千	、づ律	、づ律円、づ律十で利第百額發四万で利第
千九	額き第	額き第万二付一五面行十円三付一
六百	面發四	面發四面發四円千国項十金し六、百国項
二百	金行十	金行十金行十三債の五額た条特七債の
二十	額し六	額し六額し六百に規万で利第別十に規

十
口
イ
一
發

・別債行争非者特国札非入価發
 第参市及入価・別債發競札格行行
 II加場び札格第参市行争發競価
 非者特国發競I加場、入行争格日

九
八
ニ
ハ

振額最
 替低行争非者特国行争非者特国
 額入価・別債入価・別債
 面札格第参市札格第参市
 位金發競II加場發競I加場

額そ額	平す額の振	五	八	千二
面れ面	成るの記替	万	十	円千
金ぞ金	二。整載法	円	三	百
額れ額	十数又の		億	四
百の百	四倍は規		十	四十
円応円	年の記定		六	十四
に募に	九金録に		万	億
つ価つ	月額はよ		六	四
き格き	十に、る		千	百
百百	八よ最振		円	二
円円	日る低替			二十八
二厘	以も額口			万八
上	の面座			
の	と金簿			

の経利入価
払過札格
込利発競
み子率行争

(一) 年式は〇
む十号に、募入一
もとのにより決一
のとく算定パ
するす出額セ
額面金額の総額×
 $\frac{0.1}{100} \times \frac{3}{365}$
期た加通知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

(二)

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係
す次そ銀額し二所又算合居行金百算い記と所得
る号の行を、十得は出に住時額分出て載し得税
期及翌休支次五年税外しは者にへのしは又て税
日び営業払の年う算三月の國た、又おた二た、は振が
に第業日。式にたに十税法金前はいだ十金前記替源
つ十日にに當だよ五率人額記外てし・額記録口泉
い六に同に払たしり日をがに(一)国取、三か(一)さ座徵
て号支じおうる、算を乗適當の法得当一らのれ簿収の
同じくと支出支じ用該算人す該五當算る中さ利
じおうる、算をたを非式でる國を該式ものれ子
。いへと支出支じ用該算人す該五當算る中さ利
て以き払し払金受居にあ者債乗金にの口るに
額面金額×
 $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 二 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
四 か 百 六 払 日 と 十
年 ら 円 年 う 以 し 五
九 通 に 九 。 前 、 日
月 知 つ 月 六 各 及
十 を き 十 月 支 び
八 受 百 五 間 払 九
日 け 円 日 に 期 月
た 者 属 に 十
す お 五
る い 日